

■議案第33号 四万十町昭和基幹集落センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「四万十町商工会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町昭和569番地1 四万十町昭和基幹集落センター
指定管理者	四万十町茂串町1番14号 四万十町商工会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町昭和基幹集落センターは、地域の拠点施設として、産業の振興、集落環境の改善及び住民福祉の向上を図るため、設置した施設の一つであり、平成27年4月1日から現在まで、「四万十町商工会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

これまでの指定管理期間中においては、施設の効用を最大限発揮し、安定的な収益の確保及び管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。